

山梨県公報

号外第六十五号

平成十九年

九月十四日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年九月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 新 海 治 夫

一四、一四五

山梨県選挙管理委員会告示第八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十九年九月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 新 海 治 夫

一八四、五三六

山梨県選挙管理委員会告示第八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十九年九月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 新 海 治 夫

三分の一の数

西八代郡……………五、〇九四

南巨摩郡……………一、二、五六九

南都留郡……………一、二、〇三八

甲府市……………五、二、九七九

富士吉田市……………一四、一九一

都留市・西桂町……………九、九五五

山梨市……………一〇、五四五

大月市……………八、三九五

韮崎市……………八、五三九

南アルプス市……………一、九、〇二二

北杜市……………一三、七七一

甲斐市……………一、九、一八九

笛吹市……………一、九、一七九

上野原市・北都留郡……………八、一一八

甲州市……………九、九二九

中央市・中巨摩郡……………一、二、二三〇

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番